

稚内市議会政務活動費収支報告書

平成29年 4月17日

稚内市議会議長 中井淳之助 様

議員名 伊藤 正志

次のとおり平成28年度稚内市議会政務活動費の収支報告書を提出します。

1 収入

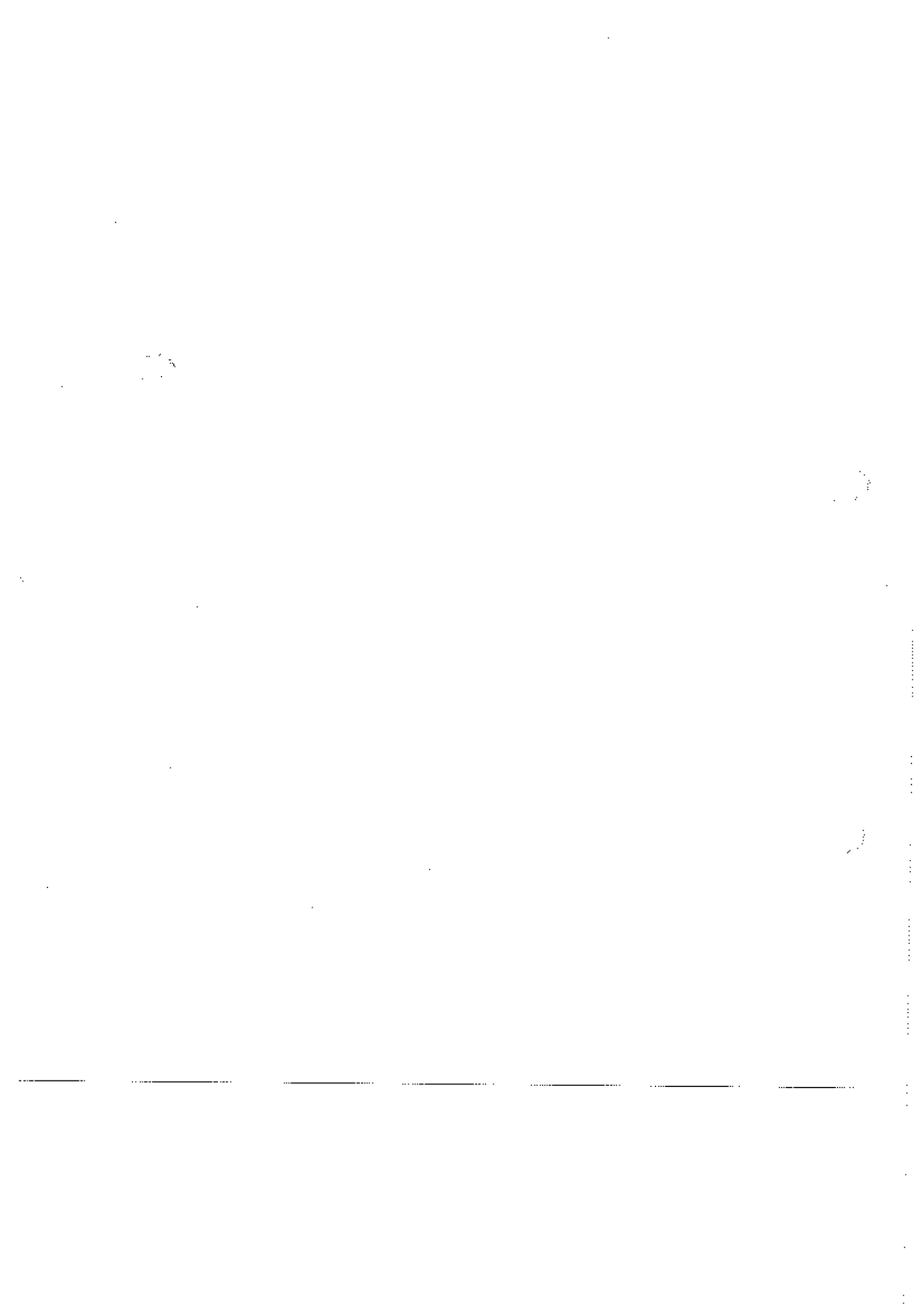
政務活動費 360,000 円

2 支出

| 科 目 | 金 額 | 備 考 |
|----------|---------|--------------------|
| 調査研究費 | | |
| 研 修 費 | 205,384 | 研修会参加費(東京都) |
| 広 報 費 | 207,752 | 議員活動報告のはがき印刷代及び郵便代 |
| 広 聴 費 | | |
| 要請・陳情活動費 | | |
| 会 議 費 | | |
| 資料作成費 | | |
| 資料購入費 | | |
| 人 件 費 | | |
| 事務所費 | | |
| その他の経費 | | |
| 合 計 | 413,136 | |

3 残 額 0 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。



活動内容報告書

平成28年10月25日

稚内市議会議員 伊藤 正志

| | |
|--------|---|
| 活動等の名称 | 質問力・議員力向上集中セミナーへの出席 |
| 期 間 | 平成28年10月18日 ~ 平成28年10月20日 |
| 実施場所 | 東京都 |
| 実施経費 | <p style="text-align: center;">79,480 円</p> <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> その他 |
| 活動等の概要 | <p>東京都</p> <p>質問力・議員力向上集中セミナー</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 効果的な質問・質疑を目指して 2) 一般質問から始める議員提案条例 3) 不穏当・不規則発言にどう対応するか |
| 備 考 | |

自由クラブ(伊藤正志議員)

旅行期間/平成28年10月18日～平成28年10月20日

旅行行程表

| 月 日 | 行 程 | 滞 在 地 |
|-------|--------------------------------|-------|
| 10/18 | 稚内市 → 稚内空港 → 羽田空港 → 浜松町駅 → 東京駅 | 東京都 |
| 10/19 | 東京駅 → 浜松町駅 → 羽田空港 → 稚内空港 → 稚内市 | 東京都 |
| 10/20 | 東京駅 → 浜松町駅 → 羽田空港 → 稚内空港 → 稚内市 | |

旅費計算表

| 項 目 | 内 訳 | 金 額 |
|-------|---|--------|
| 航空機 | 10/18、10/20 【旅割75】稚内空港 ⇄ 羽田空港 15,980円(7,990円×2) | 15,980 |
| バス | 10/18、10/20 稚内 ⇄ 稚内空港 1,200円(600円片道) | 1,200 |
| 鉄道 | 10/18、10/20 東京駅 ⇄ 浜松町駅 320円(160円片道) | 320 |
| モノレール | 10/18、10/20 浜松町駅 ⇄ 羽田空港 980円(490円片道) | 980 |
| 日 当 | @3,000×3日 | 9,000 |
| 宿泊費 | @13,500×2泊 | 27,000 |
| 合 計 | | 54,480 |

請求書

No. _____

イトウ マサシ

様

北都観光株式会社

平成28年10月5日

代表取締役 渡

〒097-0022 稚内市中央4丁目

ご旅行費用を下記の通り請求申し上げます。

TEL 0162-23-3820 FAX 0162-

責任者印 発行者印

合計 **¥15,980** -


| 月日 | 摘要 | 数量 | 単価 | 金額 |
|-------|-----------------|----|-------|--------|
| 10/18 | 航空券(稚内~羽田) 旅割75 | 1 | 7,990 | 7,990 |
| 10/21 | 航空券(羽田~稚内) 旅割75 | 1 | 7,990 | 7,990 |
| | | | 合計 | 15,980 |

取引銀行 稚内信用金庫 本店
 北海道銀行 稚内支店
 北洋銀行 稚内支店
 ■口座名義 北都観光株式会社

普181704
 普 98802
 当2021916

お手数ですが、月 日までに全額口座宛にお支払いいただきますようお願い申し上げます。

※必ず送料は額に申し記ください。お客様ご負担にてお願いいたします。



領 収 証

B 003557

イトウ マサシ 様

28年10月6日


| | |
|-------|-----|
| 種 別 | 金 額 |
| 現金 | 0 |
| 小 切 手 | |
| 銀行振込 | |
| 相 殺 | |

¥15,980

印 紙

但し航空券代として

北海道知事登録旅行業 第2



北都観光株式会社

稚内本社 稚内市中央4丁目5番29号 会社印

取扱者印

領収証

No. _____

伊藤 正志 様

平成28年10月19日

金額 **¥25,000**

| | |
|------|--|
| 内 | |
| 消費税等 | |
| 現金 | |
| | |
| | |

但 10月19日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

収入印紙

〒152-0032

東京都目黒区平町1-9-15

株式会社 地方議会総



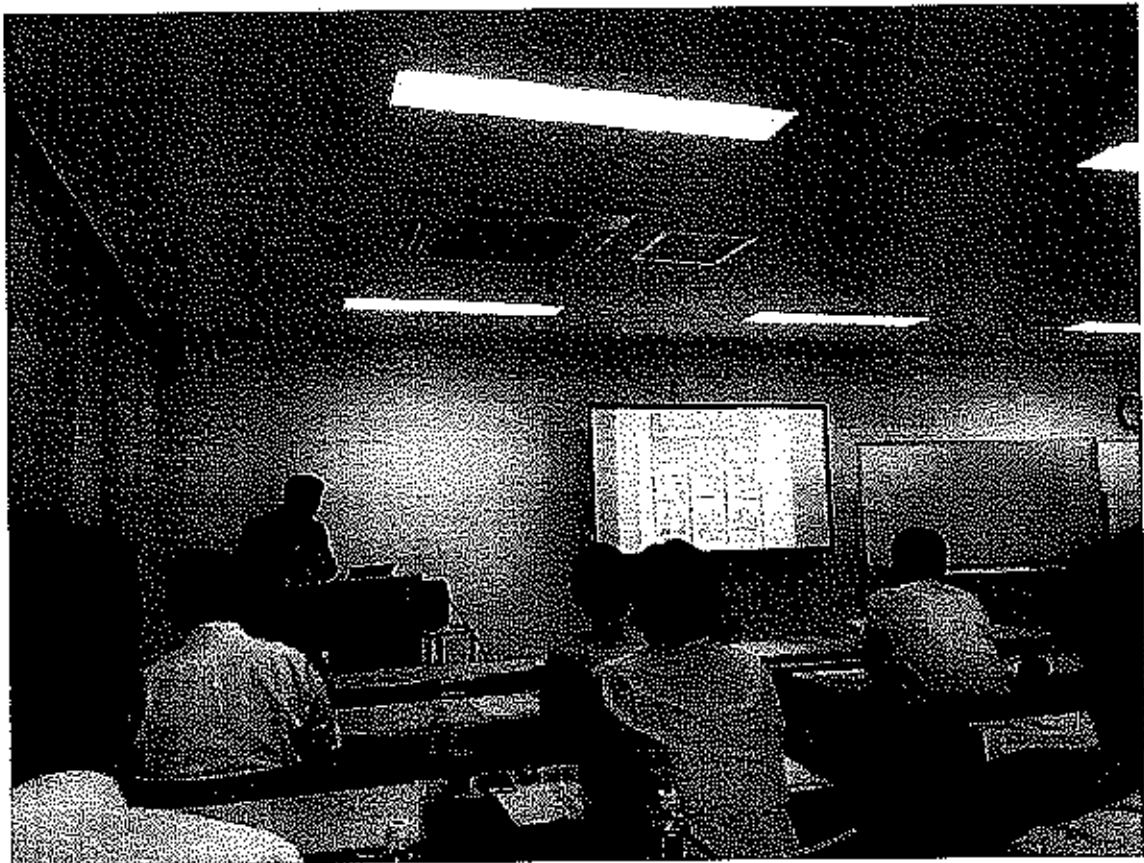
係

質問力・議員力向上集中セミナーin東京

報告書

作成日 平成28年10月25日

研修日程 平成28年10月18日～20日



報告者 稚内市議会議員 伊藤 正志

●質問力・議員力向上集中セミナーの参加について

これまでも各種研修やセミナー、視察などに参加し、個別の事例やテーマについて学んでまいりました。

当然ながら、これらの研修は大変意義のあるもので、知識を深め、先進的な事例を知ることで、その後の議員活動に役立てることが出来ました。

一方、地方議員の政策実現や役割・権利の中で、一般質問や委員会での質問が重要であり、その質問の成否により政策提言の実現はもとより、議員の資質が問われているという多くの講師の方々の共通した見解が導き出されました。

これらは知識と同時に質問にはテクニックが必要であり、発言の責任とルールについて学び、意義のある質問を行うための仕組みを理解する必要性を感じていたところである。

本セミナーにおいて多くの学びを期待し参加に至った。

●第一部 効果的な質問・質疑を目指して

講師 野村 稔 氏

講義内容

・講師経歴

【元全国都道府県議会議長会議事調査部長】

法政大学法学部卒。全国都道府県議会議長会議事調査第一部長、議事調査部長を歴任。現在、全国都道府県議会議長会議事調査制度研究アドバイザー。

著書に「議員・職員のための議会運営の実際」「地方議会改革宣言」「地方議会の底力」等多数。

・質問と自己の意見との関係

質問は当該団体の事務全体を対象とし、質問と意見を発言できるが、質問と意見は5対5が望ましい。

また、政務活動費を活用した調査や研究の成果を質問することも必要である

・検討・善処答弁への対応

執行機関の答弁でよく聞くことは「検討する」「善処する」であるが、現段階では、端的に言えば「できない」との答弁であり、質問議員への配慮した答弁であるが、議員は検討・善処の結果について再度質問する必要がある。

・文書質問制度への対応

議会における言論は口頭によることを原則とし、地方議会では文書質問を規定していない場合が多いが、地方自治法は文書質問を禁止していないので、当該議会の会議規則で文書質問を規定し、制度化することを進める。

・日常活動で得た事項で質問・質疑を

議員は住民の代表であるから、住民が疑問に思う事項を質問、質疑する必要がある。同時に要旨を報告し住民との一体性を確保する。

・執行機関の本音の答弁を追及しない

議員の質問、質疑に対する執行機関の答弁は、議員の立場を考慮し、否定の答弁は少ない。そこには、未確定や検討中の答弁も含まれるため、そのような時は追及をしないほうが良い。

・必要により現場を見る

委員会での行政視察などで必要な事項を知ることや、当該団体内において委員派遣を積極的に行い、文字による議案だけではなく、現場を見るのが重要である。

感想・所見

質問・質疑が議員の仕事の一つであるが、議員個人の感想や思いだけではなく、住民としっかり一体性を持つことの重要性を感じた。

また、執行側との良好な関係も必要であり、住民と執行側との間にきっちり機能する議員を目指すべきと考える。

●第二部 一般質問から始める議員提案条例

講師 吉田 利宏 氏

講義内容

・講師経歴

【元衆議院法制局参事・議会事務局実務研究会呼びかけ人】

早稲田大学法学部卒。著述業の傍ら、大学講師、議会アドバイザー、各種審議会委員などを勤める。主な著書に「元法制局キャリアが教える法律を読む技術・学ぶ技術」「新・法令用語の常識」等がある。

・一般質問の意義

質疑と一般質問の違いを、質疑は議題について疑義をだすことであり、一般質問は議題を離れて説明を求め、所見をただすことで、自らの意見を加えることも許されるとしています。

そういった意味合いから、公表数字の確認をするだけの質問、その自治体が関知できない国や他の地方公共団体の事柄についての質問、執行部への謝辞は時間の浪費であるなどの残念な一般質問と、主張に一貫性がある、具体的な目標が示されている、目標との関係で執行部に数字やデータを尋ねるなどの良い一般質問を例にあげ、その意義の説明があった。

・行政の対応と一般質問

行政は「しばらく様子を見る」「やれる範囲で工夫する」「予算をとって対応する」「法改正・条例改正をする」という段階で対応するということを意識し、議員提案条例は行政監視機能を発揮するなかで生まれ、議員提案条例を作ることばかりが議会の立案機能の発揮ではない。

解決すべき問題点を見つける⇒解決すべき方向性（工夫が足りないのか？お金で解決できるのか？法的に措置すべきか？）を検討する⇒法的措置が必要な部分を芯にして条例を作成

・改革につなげる一般質問のスキルとは

具体的な目標（提案）との関係で執行部に数字やデータを尋ねる⇒批判を意識する（主張は批判を想定して練り上げること、成熟するし、説得力も増す）⇒目標までの道筋を示す⇒問題解決まで何度でも尋ねる

・一人でできる法的調査・条例立案

例題を上げ工夫、お金、法の3対応分類でのアプローチが大切であるとの説明。また、他の自治体の情報を集めること、国会図書館の利活用も有効である。

・セカンドオピニオンの重要性

大学や有識者などと政策を磨くことが重要であり、場合によっては議会として大学とパートナーシップ協定を結ぶことも有効である。

感想・所見

あらためて、一般質問の重要性を感じたが、同時に一般質問のスキルが無ければ議員の活動にとって大きな武器が失われることにつながるとも言える、情報の収集、発言のテクニック、そしてなにより、問題解決に対する粘り強い活動や発言に努めていきたいと、決意を新たにす機会となった。

●第三部 不穏当・不規則発言にどう対応するか

講師 廣瀬 和彦 氏

講義内容

・講師経歴

【(株)地方議会総合研究所所長・明治大学政治経済学部講師】

明治大学法学部卒。元全国市議会議長会法制参事。明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は「100条調査ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」など多数。

・不穏当発言の該当基準

発言における品位の保持が必要で、無礼の言葉や私生活にわたる言論や人身攻撃等によって議会の秩序が失われることを防ぐという趣旨で地方自治法132

条に規定している。過去に裁判事例多数あり。

・不規則発言とその取扱い

発言はすべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならず、明らかに発言の品位を欠いた特定的人格等に対する誹謗中傷などの野次は許されない。

不規則発言に対しては無視をするか、議長に対して注意喚起する発言が認められる。細部については、多くの事例の紹介を通して、個別に説明あり。

・議場外における不穏当発言の取扱い

懲罰・処分要求の対象とはならないので、刑事・民事の裁判で対応する。事実上の措置は、議員に対する注意勧告の決議になる。

・議員としての発言に対する法的責任

正当な職務行為による場合は、議員の発言において個別の住民等の名誉を棄損低下させたとしても、直ちに当該議員が職務上の法的義務に反したとはならない。また、違法な職務行為による場合でも議員の一般質問における発言により第三者に違法に損害を与えたとしても、議員個人として責任を負う必要はないが、国家賠償法1条1項における公務員がその職務を行うという事に該当する

感想・所見

議員の発言に対しては、責任の重さはあるものの、法的には非常に守られていると感じる。議会にしても議員への罰則を含め、決して多くの権限があるとは言えず、その分、市民の日によって規制される部分もあるが、見識を持った発言を、議員自ら考える必要があると感じた。

全体を通して、今後の議員活動に生かし、適切な議員活動、議会運営に寄与していきたいと感じます。

質問力・議員力向上 集中セミナーin 東京

10月19日(水)

10:00~12:00

効果的な質問・ 質疑を目指して

1. 質問と自己の意見との関係
2. 検討・善処答弁への対応
3. 文書質問制度の検討
4. 日常活動で得た事項で
質問・質疑を
5. 執行機関の本音の答弁を
追及しない
6. 必要により現場を見る
(議員派遣・委員派遣)



講師 野村 稔

【元全国都道府県議会
議長会議事調査部長】

法政大学法学部卒。全額都道府県議会議長会で議事調査第一部長、議事調査部長を歴任。現在、全国都道府県議会議長会議制度研究アドバイザー。著書に『議員・職員のための議会運営の実践』1~24(自治台報社)、『地方議会ウォッチング』(地方議会への26の処方箋)、『地方議会改革宣言』(地方議会の威力)(ぎょうせい)等多数。

13:30~15:00

一般質問から始める 議員提案条例

1. 一般質問の意義
2. 行政の対応と一般質問
3. 改革につなげる一般
質問のスキルとは
4. 一人でできる法的調査・
条例立案
5. セカンドオピニオンの重要性



講師 吉田 利宏

【元衆議院法制局参事・議会事務局
実務研究会呼びかけ人】

元衆議院法制局参事、議会事務局実務研究会呼びかけ人。早稲田大学法学部卒。著書の傍ら、大学講師、議会アドバイザー、各種審議会委員などを勤める。主な著書に、『元法制局キャリアが教える 法律を学ぶ技術・学ぶ技術 第3版』(ダイヤモンド社)、『つかむ・つかえる行政法』(法律文化社)、『新・法令用語の常識』(日本評論社)などがある。『議会コンシェルジュ』(議員NAVIプラス)、『最新・政策条例の勘どころ』(地方自治職日研修)を連載。

15:15~16:45

不穏当・不規則発言 にどう対応するか

1. 不穏当発言の該当基準
2. 不規則発言とその取扱い
①議事運営・会議録における対応
②秩序違反としての対応
3. 議場外における不穏当
発言の取扱い
4. 議員としての発言に
対する法的責任



講師 廣瀬 和彦

【(株)地方議会総合研究所所長・
明治大学政治経済学部講師】

明治大学法学部卒。元全国市議会議長会法制参事。明治大学政治経済学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、『Q&A議会運営ハンドブック』、『100条調査ハンドブック』、『政務調査ハンドブック』(すべてぎょうせい)など多数。

活動内容報告書

平成29年4月17日

稚内市議会議員 伊藤 正志

| | |
|--------|---|
| 活動等の名称 | 地方議員研究会開催の研修会への出席 |
| 期 間 | 平成29年 3月29日 ~ 平成29年 4月 1日 |
| 実施場所 | 東京都 |
| 実施経費 | <u>125,904 円</u> <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> その他 |
| 活動等の概要 | 東京都 地方議員研究会開催の研修会 1) 質問の仕方のキホンのキ 2) 役所を動かす質問の仕方 3) 来年度に使える質問の題材 |
| 備 考 | |

自由クラブ(伊藤正志議員)

旅行期間/平成29年3月29日～平成29年4月1日

旅行行程表

| 月 日 | 行 程 | 滞 在 地 |
|------|----------------------------------|-------|
| 3/29 | 稚内市 → 稚内空港 → 新千歳空港 → 羽田空港 → 東京都内 | 東京都 |
| 3/30 | 研修 | 東京都 |
| 3/31 | 研修 | 東京都 |
| 4/1 | 東京都内 → 羽田空港 → 新千歳空港 → 稚内空港 → 稚内市 | |

旅費計算表

| 項 目 | 内 訳 | 金 額 |
|-------|---|--------|
| 航空機 | 3/29 【乗継旅割】稚内空港 → 新千歳空港 → 羽田空港 15,290円 4/1 【乗継旅割】羽田空港 → 新千歳空港 → 稚内空港 10,290円 | 25,580 |
| バス | 3/29、4/1 稚内 ⇄ 稚内空港 1,200円 (600円 片道) | 1,200 |
| 鉄道 | 3/29、4/1 東京駅 ⇄ 浜松町駅 320円 (160円 片道) | 320 |
| モノレール | 3/29、4/1 浜松町駅 ⇄ 羽田空港 980円 (490円 片道) | 980 |
| 日 当 | @3,000 × 4日 | 12,000 |
| 宿泊費 | @13,500 × 3泊 | 40,500 |
| 合 計 | | 80,580 |

領収書

表示日 2017年03月16日(木)

伊藤 正志

様

| | | | | |
|--------|----------------|-------|------------------|------------------|
| 金額 | ¥25,580- (税込) | 航空券番号 | 1010150622796011 | 1010150622796022 |
| | | | 1010150622796033 | 1010150622796044 |
| 但し | 運賃および税金・料金券 | 照会番号 | Y643KB | |
| 航空券発行日 | 2017年02月02日(木) | | | |

上記、正に徴収いたしました。

本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。

ANA A STAR ALLIANCE MEMBER
 全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd.

航空券明細

表示日 2017年03月16日(木)

ご搭乗者名/照会番号

イトウ マサシ様 (Y643KB)

| 搭乗日 | 便名 | 区間 | クラス | 座席 | 運賃額(税込) | 運賃適用基準日 |
|----------------|---------|---------------|-----|------|----------|----------------|
| 2017年03月29日(水) | ANA4842 | 稚内-札幌(千歳) | 普通席 | 乗継席割 | ¥15,290- | 2017年02月01日(水) |
| 2017年03月29日(水) | ANA064 | 札幌(千歳)-東京(羽田) | 普通席 | 乗継席割 | | |
| 2017年04月01日(土) | ANA067 | 東京(羽田)-札幌(千歳) | 普通席 | 乗継席割 | ¥10,290- | 2017年02月01日(水) |
| 2017年04月01日(土) | ANA1843 | 札幌(千歳)-稚内 | 普通席 | 乗継席割 | | |
| 合計金額 | | | | | ¥25,580- | |

お取引明細

いつもご利用いただきありがとうございます。

| | | | | | | |
|--------|------|----|----|----------------|-------|------|
| 年月日 | お取引店 | 種別 | 取引 | 銀行番号・支店番号・口座番号 | お取引内容 | お取引日 |
| 29 2 1 | | | | | お振込 | |

| | |
|----------|---------|
| お取引時刻 | お取引金額 |
| 17:53 | ¥25,580 |
| 手数料 | お取引後残高 |
| 電信扱 ¥324 | ¥¥¥¥¥¥ |

お知らせ

先方銀行

お受取人

サンエツホクウ生(有) 様

ご依頼人 イトウ マサシ 様

振込日 29-2-2

お取引明細はお客様の大切な個人情報です、お持ち帰りいただけますようお願いいたします。
 裏面の記載内容もあわせてご確認ください。

北洋銀行

領 収 証


伊藤正志 様

29 年 3 月 30 日

★ ￥45,000

但 3/30 10:00～「質問の仕方のキホンのキ」、
3/30 14:00～「役所を動かす質問の仕方」、
3/31 10:00～「来年度に使える質問の題材」
3講座 研修会受講代として

上記正に領収いたし

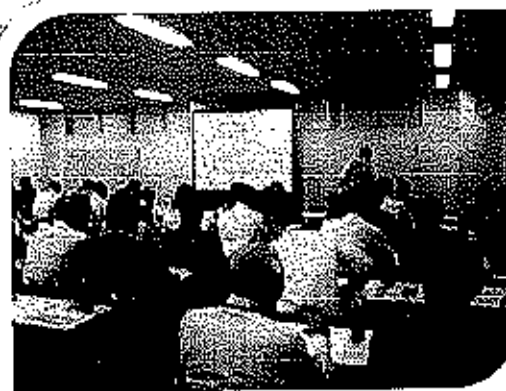
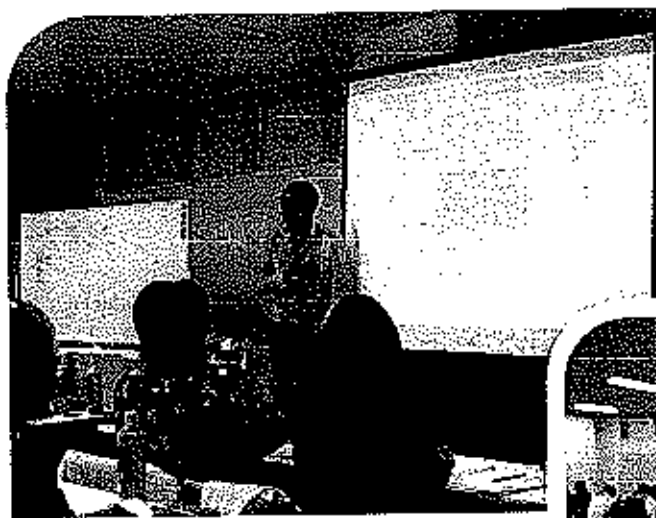
地方議員研究 
〒530-0001
大阪市北区梅田1丁目4-26 7-3
TEL 06 (7878) 6297

「地方議員研究会」主催

議員研修会 in 東京 報告書

日 時：平成 29 年 3 月 30 日・31 日

会 場：アットビジネスセンター東京八重洲通り



報告者 自由クラブ 伊藤正志

はじめに

我々、「自由クラブ」は、会派結成以来、一貫して、「研究課題」を見出すキッカケとなる「研修会」には、積極的に参加すべきと言うことで意思統一している。

これまでも2年間、各自、研修会には、積極的に参加してきた「会派」との自負がある。

我々は、以前から、地方議員の議会現場で、役に立つ知識や情報を発信し続け、かつ優秀な講師陣を配している「地方議員研究会」主催の研修会には、注目していた。

今回、議員の一般質問の重要性に焦点を当てた同研究会主催の「研修会」が、東京都で開催される企画を知った。言うまでもなく、我々、議員の生命線である「議員力」を高める近道は、質の高い「一般質問」ができる「力量を持つこと」は、重要である。

このたび、年度末ではあったが、「地方議員研究会」の名物講師との評判が高い、東大卒、総務省官僚、元佐賀県武雄市長、樋渡啓祐氏の、「一般質問」おいての「役所を動かす質問の仕方」と題しての「議員研修会」があり、「我々の求めていた時宜を得た研修会」と捉え、自由クラブ代表、副代表の吉田・伊藤の2名で出席した。

講師紹介：樋渡啓祐（ひわたし・けいすけ）



1969年、佐賀県武雄市生まれ。東京大学経済学部卒。1993年、総務省に入省。内閣府沖繩問題担当、内閣中央省庁等改革推進本部事務局・高槻市市長公室長を経て、2004年総務省大臣官房秘書課課長補佐で退職。2006年に故郷である武雄市長に、

36歳で当選。当時、日本で現役最年少の市長になった。就任し、日本初の武雄市のホームページをFacebook化。また「佐賀のがばいばあちゃん」の誘致など、注目を集める「地方首長」として名を馳せた。ほかに市立病院の民間移譲（医師会からリコールされる）や武雄市図書館のリニューアルを手掛け、この「ツタヤ図書館」は、いまや年間利用者100万人を超える図書館などで話題を集めた。こうした「民間事業者」を、手法は国内でも注目を浴び、日経BP「日本を立て直す100人」に選ばれる。2015年、佐賀知事選挙で落選。現在、まちづくりの株式会社である坂本龍馬の「亀山社中」にあやかり「樋渡社中」を結成し、そのCEOに就任。また「地方議員研究会」の名物講師としても、つとに有名。

3月30日 10:00~12:30 「質問の仕方のキホンのキ」

・質問を受けてきた市長の本音

市長経験者としては、質問の上手な議員には丁寧に答えるし、議員によっては「リップサービス」も言う。職員も議員の力量に優劣をつけている。これが行政であることも知ること。

・なぜ、あなたの質問で執行部は動かないのか。

市職員にとっては、議会は儀式に過ぎない。予定稿として事前調整はしたい。それに乗るべし。質の良い質問には、耳を傾けるが、最初は、ゼロ回答か、ヤルとは言わない。それを引き出す技量が必要。そして普段からのコミュニケーションも大事。そこを知るべし。

・質問のコツ教えます。

議員の心得るべきは「玉は自分が持たない。行政に持たせる」事。いまは、議会もケーブルテレビや、インターネット配信で、市民の議会における議員個々の「質疑」を注視している。一般質問は、「議会を華やかな場」に変える機会と、前向きに捉えるべし。

「言葉が命」「ストーリー性」を持たせる事がコツ。

良い質問は、市民の支持も受けるし、行政も動かせることを知ることが大事。

3月30日 14:00~16:30 「役所を動かす質問の仕方」

・市長として受けた良い質問と悪い質問

会場で、樋渡先生が、鋭く「良い質問」と言うビデオを流す。場面は、佐賀県議会、自民党議員の例：間があること。先生曰く：質問する立ち姿が良いこと。ある意味、しつこいこと。そして、執行部が逃げられない質問をすることである。

次に、先生が「悪い質問」と言うビデオを見る。武雄市議会議員の質問：活舌が悪い事。だらだらと同じ質問を繰り返すこと。抑揚がないこと。飽きさせること。まとまりがない。我々も、そう感じる。樋渡先生曰く：良い質問には、「物語性」に加え、「データ」や「足で稼いだ情報」を駆使することが大事である。

・効果的な質問、役所を動かす質問とは

市職員との出会いを作る。彼らは「情報」を持っている。議員も常に勉強をすべき。専門性は、行政マンから引き出す。行政が「やりた

い・やろう」としていることを先取りして、質問する。「机（行政マン）」と「現場（議員）」の「温度差」を際立たせ、そこを突く。インパクトとコンパクトを意識せよ。

樋渡先生曰く：「この議員の話しは聞こう」と言う存在になる事。

役所を動かす質問で大事なことは、ストーリー性を持って、時には早く短い「フレーズ」を意識すること。特に、市民には、「物語」を示すと飽きさせない。

・ 一般質問によって役所では、何がおこなわれているか？

議員では、質問が終わると一服着くのが恒例、他方、行政にとっては終わりでない。必ず、総括をしている。議員としては、質問したことは、繰り返し確認作業を怠らない



ことが大事。時には、行政・議会共通の「議会一般質問対応（表）」を作成させる。或はつくる。

樋渡先生曰く：議員においては、質問は、過去ではあっても、自分の「一般質問」を再度、確認する作業を怠るべきではない。

更には、議員で、もっとも意識し、自身を持つべきことは、
「予算編成権は首長にあるが、予算決定権（議決権）は、議会にある。」
ことに思いを強くすることである。

余談で、「市民への報告会」を実施している議員では、「映像」を見
せることは効果的である。語りだけでは、そうそう続かないのでは？
とも指摘された。

3月31日 10:00～12:30 「来年度で使える質問の題材」

今日は、4階から5階の大会場を移しての2日目の「講座」のスタ
ートである。大会場は、溢れんばかりの受講者。本日のみ参加した議
員も大勢いて、樋渡講師の人気度を感じ取った。



・子どもの貧困対策について

子どもの貧困対策首長連合の事
務局長として議員に伝えたいこと

は、議員は、これをやると注目度・印象度が高くなること。「貧困対
策」での質問の切り口は、「世帯調査」をしているか？もし、市で「調
査」を実施しているならば、数字、いわゆる「困窮度」を以て、問う

と良い。最後に「いつまでやるか」で決める。区部長の「自尊心」を煽ることもコツ。また、この「貧困対策」は、福祉的な切り口だと高齢者福祉政策に埋没するので注意が必要である。

また、「貧困」関連では、「旬」なテーマとしては、子育て世代を支援する「子ども保険」、この提案も、社会的関心度は高い。参考にすべしである。

・画期的なふるさと納税推進策について

制度開始から10年。いまは、少し過熱しすぎ。総務省も、看過できない状況に近い。「悪くはないが、節度を持ってやるべし」。

そこで、ポストふるさと納税で、薦めたいのが「ガバメント・クラウド・ファンディング」である。例を挙げると、大分県別府市のプロジェクト「湯～園地計画」を発信。2千人のパトロンと2千万円もの浄財を集めた。また広島県神石高原町が「犬の殺処分ゼロ」のプロジェクトを掲げ、支援を募った。こうした「ポストふるさと納税」の事例研究も参考にすべし。

・官民連携による地方創生について

1つ目、「空き家バンク」の取組み

いま、社会問題化している「空き家」対策として、統括部門として、全国空き家対策推進協議会（空対協）を設立（市町村長登録）。その傘下に「一般社団法人 全国空き家バンク（ZAB）」を置き、ここに地域で抱える空き家を司法・自治会共同で調査を行う、「空き家バンク」（仮）情報を登録。空き家情報の一元化を進め、解決を図る。行政と民間事業者のスピード感・ノウハウを注ぐ。

この「空き家」対策は、質問の「旬」である。（樋渡先生も関わっているので、随分、時間を割いた印象）

2つ目、セキュリティフロント技術の取組み

いわゆる情報漏洩対策として有効。この「セキュリティフロント技術」は、既存のセキュリティシステムを補完し、いわゆる「情報漏洩の穴」を塞ぐのに最適な技術。この「ホワイトアウト化」導入も、質問としては「旬」。民間のノウハウを充てると予算は、いまの1/10くらいで済む。参考にすべし。

3つ目、「カブジチ構想」の取組み

「株式会社自治体構想」は、民間の資金を地方に投入し、地方創生を行う民間会社を創設。ここで自治体の資源（ヒト・モノ・サービス）

を、その自治体の住民を雇用して教育する。こうして拡張し、自治体の外から資金を調達するスキームをつくる「構想」である。佐賀県みやき町が「カブシチ構想」を実現した。同町では、合併の産物、あき議場を「コールセンター」にした事例も紹介。その他、「地方発アニメ・アイドル」、「外国人施策」「ネット学校」など、その展開と可能性は大きいものがある。是非、出席議員も、ここでヒントを得た事例をもとに、地域特性を活かし「稼ぐ自治体」を目指した、「カブシチ構想」を提案されたい。

(以上)

研修会の中で、武雄市における議会の「質疑」の様子が紹介されていた。そこでは、「パワーポイント」を用い、議員の質問要旨・データが映し出されていた。言葉のやり取りだけでなく、画像を活用した質問の在り方も学んだ。

所感（まとめ）

本研修会に参加し、まず会場に着いて驚いたのが、年度末ながら2日間通して、溢れんばかりの受講者の多さで、特に2日目は、大会場いっぱいの受講生で、俗にいう「追っかけ議員」も散見されるなど、樋渡先生の人気ぶりを実感しました。

2日間を通し、一貫して、樋渡先生が繰り返していたのが「一般質問」の重要性と、その内容の精度を磨くことでもあります。ここを大事にしなければ、議員としての「存在感」を、首長はじめ執行側、そして市民に対して示すことができなれないということでもあります。

樋渡流の一般質問のポイントは、「短いフレーズで、インパクトのある言葉」を選ぶこと、全体の構成には「物語性」が必要であることを力説されており、分かっていたつもりなのだが、改めて、議員への原点回帰、質問が基本という「初心に帰る」ことの大切さを学び、加えて、樋渡先生曰く、議員の多くは、一般質問終了で「良し」としている節がある。いわゆる質問しっぱなしではなく、必ず、配信映像や議事録で、確認・点検の「癖」を付けることの必要を説かれていた。我々、稚内市議会においても、自分においても、気づかされる点でありました。

また、樋渡先生が強調していた「予算編成権は首長にあるが、予算決定権は議会にある。」いわゆる、「議決機関は、議会」であるという発言は、重く受け止めました。

「来年度から使える質問の題材」では、「子どもの貧困対策」については、まず、実態を知ること、そのうえで共通した議論を行い、政策実現を図る必要性を感じました。

また、ポストふるさと納税制度である「ガバメントクラウドファンディング」は、画期的なふるさと納税改良型であり、本市の行政側にも情報共有させたいと考えます。

使える「質問」の最後の部分、「官民連携による地方創生」では、「空き家バンク」の取組みを学んだ。樋渡氏が理事長を兼ねる「空き家バンク」。全国共通の、また本市の課題でもあるので、本市も加入をし、全国展開の必要性も提案していきます。

最後に、一般質問を有効活用することの重要性を再認識する機会となり、また、その手法も学ぶことが出来ました。今後の議員活動に役立て、提案型の一般質問を行ってまいりたいと考えます。

役所を動かす 質問の仕方 in 東京

ほたし けいすけ
樋渡 啓祐 元佐賀県武雄市長
樋渡社中 Founder & CEO

1969年佐賀県武雄市生まれ。東京大学経済学部卒業後、1993年総務庁(現総務省)に入庁。内閣府沖縄尚書担当、内閣中央省庁等改革推進本部事務局、高槻市市長公室長などを経て、2004年総務省大臣官房秘書課課長補佐で退職。2005年当時全国最年少36歳で武雄市長に就任。ドラマ「佐賀のがばいばあちゃん」の誘致、市民病院の民間移譲、年間100万人の武雄市図書館の実現を図り、日経BP「日本を立て直す100人」等にも選ばれる。2015年1月佐賀県知事選で敗れ、現在まちづくりの株式会社である樋渡社中を創設しCEO。

3 / 30

木曜日

10:00~12:30 質問の仕方のキホンのキ

- ・質問をうけてきた元市長の本音
- ・何故あなたの質問で執行部は動かないか
- ・質問のコツ教えます

14:00~16:30 役所を動かす質問の仕方

- ・市長として受けた良い質問と悪い質問
- ・効果的な質問、役所を動かす質問とは
- ・一般質問によって役所では何が行われているか?

3 / 31

金曜日

10:00~12:30 来年度に使える質問の題材

- ・子どもの貧困対策
～子どもの貧困対策首長連合の事務局長として議員に伝えること
- ・画期的なふるさと納税推進策
～制度開始からふるさと納税は、ここまで進化しています
- ・官民連携による地方創生
～人口減少社会の官民連携とはこれだ

14:00~16:30 健康施策の推進について

- ・少子高齢化に立ち向かう自治体
- ・医療費削減と健康寿命
- ・地方議会から日本の健康施策を変える

0

0

.....

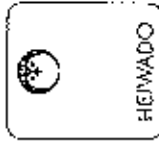
活動内容報告書

平成29年 1月10日

稚内市議会議員 伊藤 正志

| | |
|--------|---|
| 活動等の名称 | 伊藤まさし活動通信の発行 |
| 期 間 | 平成29年 1月 6日 |
| 実施場所 | 稚内市全域 |
| 実施経費 | <u>207,752 円</u> <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input checked="" type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> その他 |
| 活動等の概要 | 伊藤まさし活動通信のはがき印刷代及び郵便代 |
| 備 考 | |

郵便はがき



伊藤正志

2017.1.8

伊藤まさし活動通信

No.6

●医療費無料化の拡大

1期目初めての一般質問から始まり、ことあるごとに取組んできた課題もあり、2期目の当選後、さらに一般質問において取り上げた、医療費の中学生までの拡大が、今年度より実現致しました。子育て世代への支援は、人口減少社会において未来への投資であり、今後の市内を担っていく人材の育成への手助けでもあると考えます。また、多くのには様々な課題があります。ひとつひとつ無くして健康策を見出す事は出来ず、そういった観点からも、市内に住む子ども達への支援、子育て世代への支援は、行政の果たすべき役割の中でもとりわけ重要な施策であり、課題だと認識しており、今後子育て環境、教育環境の充実に尽力してまいります。

●2016年の一般質問において

9月議会にて、「中学校における部活動のあり方」、「読書奨励」、「災害対策」について質問致しました。部活動については、生徒数の減少、指導者不足、教員への負担など、将来的には、従来の活動を維持することが困難な部活動もあること、また今後は選抜や練習に対する、外部指導者への権限委譲も必要だとの考えを述べ、見直し等の改善を求めたところです。読書奨励については、国の定める、要保護者に対する支援の補助対象に、くわく活動費、生徒会費、PTA会費の項目が追加される中、本市においても、補助対象にも項目を追加するべきと要望致しました。教育委員会からは来年度より、PTA会費、生徒会費の2項目の追加が明瞭され、

くわく活動費においても現状の経理を終えたあと前向きな検討とのこと。引き続き注視してまいります。災害対策については、9月の大雨において、学校や各関係機関、民間事業者との連携不足が露呈し、災害対応に対する取り組みの徹底、正確な情報伝達の難しさが浮彫りになったものを感じております。幸いに今回は人的被害が報告されたりはなかったが、このようなことは、2次災害の危険性を高め、同時に行政の指先に対する不安感を助長するのではないかと考えます。いつ起るかわからない災害に対して、市民の危険を最小限にする為にも、災害対応への信頼感が重要だと、今後の改善を求めたところで御座います。

●結びに

議員の役割のひとつとして、行政へのチェック機能がありますが、市民生活に与えた考えを大切に、各課や議会の審査はもとより、市政運営全般に目を向けてまいります。また、疑々非々の議論の中からも、しっかりと実現性をもった提案を、公明正大な議員活動に努めてまいります。



請求書

平成28年12月22日

コード

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
|--|--|--|--|

伊藤 正志 殿



株式会社 国境



稚内市末広4丁目4番24号 ☎(0162)32-1600
FAX (0162)32-1601

合計金額 ¥ 677,160 -



下記の通り御請求申し上げます。尚、下記取引銀行にお振り込み下さいようお願い申し上げます。

| 期日 | 品名 | 数量 | 単価 | 金額 |
|----|---------|-------|-------------|---------|
| | 活動通信No6 | 2750枚 | 私製100年10x10 | 677,160 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

取引銀行 建設稚内支店 ☎ 8537 稚内信金本店 ☎ 1355 稚内信金支店 ☎ 0994522 深川支店 ☎ 0980236
稚内信金末広支店 ☎ 029448 利尻支店 ☎ 0842315 利尻富士支店 ☎ 23920 礼文支店 ☎ 4452
J A 稚内支所 ☎ 502474 J A 十勝支所 ☎ 0548007 稚内振替本所 ☎ 3105434 信金道稚内支店 ☎ 0185421
北洋稚内支店 ☎ 0630834 珍金稚内支店 ☎ 6707649 北洋協会中川支店 ☎ 461365

領 収 証

BMG 007754

お客様コード 11251



伊藤 正志 様
平成28年12月22日

金額

| | | | |
|---|---|---|----|
| 千 | 百 | 拾 | 円 |
| 6 | 7 | 7 | 16 |



| 種別 | 金額 | 摘要 |
|-------|----|----|
| 請求額 | | |
| 入 現金 | | |
| 小切手 | | |
| 手形 | | |
| 金 相 殺 | | |
| 残 額 | | |

この領収証で部印の無いもの並びに金額を訂正してあるものは無効です。

但し 活動通信No6 2750枚
上記の金額正に領収致しました

総合印刷 株式会社 国境

代表取締役 吉田 幸徳
稚内市末広4丁目4番24号
電話 (0162) 32-1600

領収書

毎度ありがとうございます

伊藤 正志 様

[別納引受]
第二種通常はがき
@52 2,693通 ¥140,036

小計 ¥140,036

郵便物引受合計通数 2,693通
課税計 ¥140,036
(内消費税等 ¥10,373)
非課税計 ¥0

△計 ¥140,036
お預り金額 ¥140,036

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時：2017年 1月 5日 15:59
担当：[REDACTED]
発行No. 170105A1849 端N30箱01
連絡先：稚内港郵便局
TEL:0162-22-2163

郵便局からのお知らせ



「レターパックなどで現金送れ」は
全て詐欺です。

レターパックで現金を送ることは罰則適用です。